

別府っ子応援事業

令和6年度 子ども食堂活動継続支援金実施要項

1 目的

別府市内において、子ども食堂等の子どもを中心とした居場所づくりを推進する団体に対して運営費の支援を行います。この支援は、団体の安定的かつ継続的な運営を支えることにより、子どもたちの「孤食」「欠食」を防ぎ、「つながり」「かかわりあい」の中で安心して過ごせる地域社会の形成とともに、子どもの心身ともに健やかな育成を図ることを目的とするものです。

2 対象となる団体

- ① 別府市内で1年以上の活動実績がある団体。
- ② 年6回以上定期的に開催する予定がある。
- ③ 1回あたりの子どもの参加が5人以上見込める。
- ④ 運営主体が地域住民、ボランティア団体、NPO法人である。

3 対象となる事業

子ども食堂等の子どもを中心とした居場所づくりの推進に係る諸事業及び活動。

4 対象経費

食材費、光熱水費、消耗品費、保険料、賃借料、通信運搬費、印刷製本費、学習支援に使用する教材費など。ただし、人件費は対象外とする。

5 支援金額

1団体につき3万円以内を限度とし、毎年度5団体以内とする。

6 申請書提出期間

申請は毎年度5月末まで受付。なお、事業を実施する1ヶ月前までに提出すること。

7 対象期間

令和6年4月1日から令和6年9月30日まで

※ 事業完了報告書は事業実施後1ヶ月以内に提出すること。

8 申請方法

次の書類を提出してください。

- ① 子ども食堂活動継続支援金申請書 (様式第1号)
- ② 事業計画書(活動計画書) (様式第2号)

※ 団体の会則等及び役員・従事者の名簿その他の書類を提出いただく場合があります。

9 審査の決定

提出された申請書類や聞き取りに基づき、本会にて審査を行い申請日から3週間以内に支援の可否を決定します。審査後、決定通知書(様式第3号-1)及び不承認通知書(様式第3号-2)により申請者に通知する。

10 支援金の支払

支援金の支払は概算払いとし、支援金交付請求書(様式第4号)を徴して支援金の支払を行うこととする。

11 事業完了報告

支援を受けた団体は、事業完了報告書(様式第5号)を事業完了後1ヶ月以内に提出するとともに、領収書又はレシート等、購入したことがわかるもののコピーと活動中の写真の提出を求める。

12 申請者の遵守事項

支援を受ける場合は、以下のことを遵守してください。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段で支援を受けないこと
- (2) 申請書に即した目的に使用すること
- (3) 支援の使途に変更があった場合は、すみやかにその理由を別府市社会福祉協議会へ連絡してください

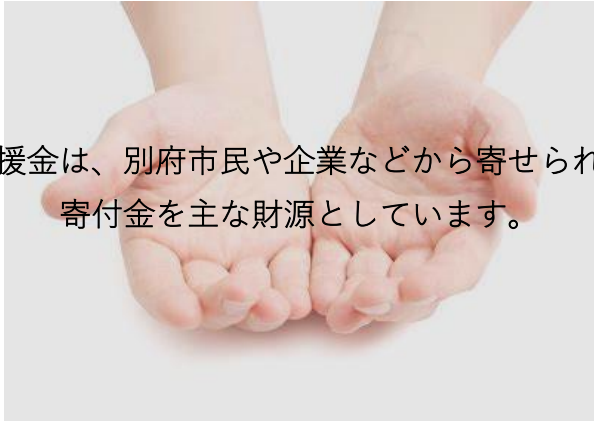
※上記に違反した場合は、支援金を返還していただきます。(3)についても、連絡がない場合には、支援金を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

13 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報については、別府市社会福祉協議会個人情報保護規程により取り扱うこととし、本事業の運営管理の目的のみに使用します。

14 お問い合わせ

社会福祉法人 別府市社会福祉協議会 自立支援センター
別府市上田の湯町 15 番 40 号 別府市社会福祉会館内 電話 0977-27-8835



支援金は、別府市民や企業などから寄せられた
寄付金を主な財源としています。